2012 平成24年4月 **号外**28



いのちに もさしい まちづ

JAPAN Neko-Dasuke network



vol.28

Neko-Dasuke http://www.nekodasuke.net

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

場はまた発う記

寝て起きて、明日の来ない今日はない?! 明日の来ない今日はない?! 土が変われば、根っこも変わる?! ポジティブに、ポジティブに?!

ねこにまつわるアクシデント…例えば、地域のトラブル解決に向けた文字通りの軒並み戸別訪問。聞き分けのないお役所と折衝。仲違いのボランティアさんたちを見捨てちゃ不味い。多頭養育が困窮(=市民シェルターからのSOS)。高齢者が多頭数の飼養困難に。ねこも犬も捨てられていた…、そのほか日々難問山積です。

心も痛む事態が続き、やるせなく明日をむかえるか、腹を括って昨日よりも今日こそポジティブに、明るい明日をむかえられるか?100人いれば100通りの方々のお考えも想定のうちです。

ねこだすけは、『今できることを、できる範囲で、 決して無理をなさらずに…』をモットーに、本当に 大勢のボランティアさんに支えられて十数年経ちま した。 『小さな声を大きく強く…』を目標に掲げてコツコツと積み上げられた結果、『いのちにやさしいまちづくり』を行う、地域ねこ要綱のガイドラインやガイドブックを持つ行政も増えました。

『目立たず、邪魔にならず、指示通り…』のボランティア哲学?!を身に付け、一人立ちしてスタッフに囲まれる地域ねこ対策チームも根付きます。

あるいは多頭飼育の保護管理体制を整える方々や、 外ねこや仔ねこの擁護や譲渡に熱心な方々など、動 物愛護の根っこは同じとよく耳にしますが、人それ ぞれに思いや行いは千差万別と思うのです。

人々の思いは違っても、ねこはかならずそばにいます。明日もまたやるせなく過ごすより、ポジティブな度量を目指して、素敵な朝日を迎えたいのです。 切なく居ても愉快にしても、陽は必ず昇ります。

最近は国をはじめ各地の行政が地域ねこ対策についてのガイドブックやガイドライン、 手引き、要綱、などを持ち始めています。

ねこだすけでは十数年前から「ねこ、なんでも百科・ファクトシート」の作り込みを始め、項目が増える毎にシートも増える 仕組みを利用して、簡易印刷機で手作りをしていました。

「なんでも百科」というほどには、ねこの健康や福祉に関する項目は増えずに、「地域ねこ対策」に特化されたシートが続きました。作成日はバラバラですし、簡易印刷の枚数もまちまちでしたから、全部のシートを一冊にセッティングする作業は容易くありません。

平成16年(2004)は第一回目の「動物愛護法見直し」にあたっており、当時の「見直しについて(参考の意見)」のシートが未だありました。

既にファクトシートの頒布を取り止めていますが、各項目毎の部数が揃わないことを前提にセッティングをしました。30部、50部と進めるうちに項目の欠品が続きます。

次第に欠ける項目が増え、また十数年も前に比べると古くなってしまった情報も含まれます。その反面で古さを感じさせない情報もあります。例えば「ねこの歴史」や「ね

この飼い方3原則」などは今でも使えますが、 欠品になってしまいました。

当初のようなファイルカバーは付きませんが、何かの折にご参考になるかも知れません。ご入り用の皆さまに郵送できますので、どうぞお知らせください。

Fax.03-3350-6440まで、郵便番号、ご住所、お名前、お電話番号と「ファクトシート希望」と記入してください。費用はかかりません。



ホームページ検索は... [ねこだすけ ファクトシートもくじ]



昨年の3月11日から暫くの間 安否不詳が続いた「NPOアニマルクラブ石巻」さんでした。 その生々しい様子が書籍になりました。

書籍:動物たちの3.11 被災動物支援ドキュメンタリー

著者:阿部智子

NPOアニマルクラブ石巻代表 発行:(株)エンターブレイン

定価: 1365円 ホームページ検索は... [アニマルクラブ石巻]又は [動物たちの3.11]

性善説の国ですが・・・

寄稿:アニマルウエルフェア(AWN)連絡会 http://awn.awn.sub.jp/

罰則は罪人を作る目的では無く、罪を犯さない効果に期待するもの、などと説明を受けます。少し奇異な例ですし手前味噌で恐縮です。青春時代からずっと憧れ続けた無事故無違反のゴールド免許(当時の優)マーク)をどうにか手に入れる迄、30数年ほどかかりました。運転を切り離せなかったこともあり、執行目的の違反車取締の罠にまんまと何度もかかりました。

交通法規に例えた場合ですが、罰則を執行しないままで抑止効果に期待できたとは到底思えません。

動物の法規に戻る時、車両のナンバープレートにも似た「犬の登録鑑札票」の装着率は公称5割といわれています。登録と装着違反には合計40万円、加えて狂犬病予防注射をせずに、注射済票を付けないと総合計で80万円の罰金ですが、罰則の執行を聞きません。

大災害の被災犬に鑑札票がないので、飼い主と放ろう犬が結びつきません。国は入札事業者を数千万円単位で募り、被災犬の確保にあたるようです。当初より抑留犬の致死処分をしない旨国は宣言していますから、おびただしい数が想定される未登録犬がどこにどのような状態で確保され、どのような監視の下に処遇されるのか?具体的な計画案は未知数です。

1年以上も経過した被災地で、畜産農業に供されていた動物の致死処分を国が進めていますが、主に食する目的などの同畜産業から免れた次の動物たち「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」などを、畜産農業動物とは別途に法令上の「愛護動物」として定めています。愛護動物の致死処分を、法令遵守の下で行う事は困難な筈ですが殺します。

法令遵守と行政措置の整合性が、その時々の場当たり的なご都合主義で次第に見失われていきます。

動物の遺棄違反という比較的理解し易い罰則があり

ます。これは交通違反にも似て、日常的に起こっており、その原因もほぼ知られています。

また遺棄犯罪の結果に起因する被害には、遺棄された愛護動物を殺さないために奔走するさまざまな思いの皆さま方の、表立って見えにくい労力や出費などの実害も生じています。(下の写真も例外ではありません。)

民間人が愛護動物の遺棄犯罪を現行犯で押さえることは現実的といえません。例えば交通法規の「ここー通です。逆行しています。」などの直ぐ証明できる違反と違いますし、取締にあたる警察の多くは遺棄犯罪者検挙の経験がありません。そこで、法規法令の執行官である行政マンに助けを求めることになりますが、ここでも難問山積です。

繁殖制限の措置という、一生涯飼えない恐れのある犬やねこを産ませない努めを国は法律で決めています。これは性善説の通り罰則がありません。以前にこの法律の適用範囲を国に問い合わせたところ、「動物取扱事業者といえども法律本法は適用される。」とのことでした。

行政はペットと呼ばれる愛護動物の飼い主だけに限らず、適正な終生飼養に期待の薄い場合の、親犬親ねこの繁殖制限の措置、いわゆる不妊去勢手術の実行を取扱業者にも言えるのですが、そのような行政指導などを聞いたことがありません。

繁殖制限を怠り、生まれた動物の終生飼養の責務を 果たさずに、犬ねこを捨てた現場があったとします。

遺棄違反の行政執行を最寄りの役所に求めた時『罰則は罪人を作る目的では無く、罪を犯さない効果に期待するもの』などと返されるとしたら、空しさを思わざるを得ません。

致死処分される動物のいる限り、また抑止効果の思われる罰則が存続するのでしたら、その罰則の執行を 積極的にやってみたらいかが?!...、と感じます。



aかりませ. 次面のファ なこれといいでする。 がください。 欠品になった。 いに め 壴 て シー て 郵 | ている場合もあい野送できます。(号外含む) 7 お 1 知 غ らして ねこだすけニペー ジ検索は... だ領 但ご IJ ます 2 しの す在バの庫ッ 分クのナ でご 用ク

画像は、月ちゃんより ホームページ検索は…[にゃんこのおうち]